(事務連絡) 令和2年8月1日 一部改正令和2年10月30日

優樹福祉会職員 各位

社会福祉法人優樹福祉会 理事長 杉山和巳

新型コロナウイルス感染防止に向けた職員の行動指針

職員の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止について日々対応していただいている事、心より感謝いたします。

国は、『社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である』としています。

白河市においても8月に3名、10月に4名の家庭内感染が報告され感染拡大の終息の 見通しがつかない状況ではありますが、職員の皆様には、サービスを継続的に提供できるよう、今後も感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

1. 基本方針

- (2) 次の3つの条件(3密)が重なることを徹底的に回避するよう心がけて行動する。
- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面
- 2. 具体策
- (1) 勤務上の注意点
- ○感染防止対策と熱中症対策の両立を図る。
- ○定期的な手指洗い・手指消毒を徹底する。
- ○共有する物品は定期的に消毒する。
- ○マスク着用を徹底する。

(ただし、熱中症対策にも留意し、人との距離を置いてマスクを外すことも必要)

- ○職場の換気を定期的に行う。
- ○ごみを回収する際、鼻水や唾液などがついたごみがある場合にはビニール袋に密閉する。回収する職員はマスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ○発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる場合は、出勤せず管理者に連絡する

とともに<u>「新しい相談・受診の流れ」(令和2年11月1日)に沿って、かかりつけ医や身近な医療機関を受診するか、受診・相談センターに連絡し指示を仰ぐ</u>。状況は常に管理者に報告する。管理者は状況を把握し本部に報告する。

- ○業務上やむを得ず各種会議や研修等に参加する場合、マスク着用及び手指消毒を徹底し3密をできるだけ回避するなど感染拡大防止対策を講じる。
- ○必要な出張や研修等で、都道府県をまたぐ移動や継続して感染者が多数発生している地域に移動する場合は、感染防止対策を徹底し、行動を詳細に記録する。出張後勤務する場合は症状がないことを確認し、感染予防を徹底したうえで勤務可能とする。ただし、症状がなくても感染の恐れがある場合、体調の変化がある場合の勤務については本部との相談による。
- ○マスクを外しての食事は場所を分散することが望ましいが、利用者等の支援にかかる場合は十分な換気や仕切り等を設置するなどの飛沫感染対策を徹底する。
- ○管理者は、職場における感染防止対策を徹底するため、事業所の実情に応じて感染防止のための対応を行う。また、職員・利用者に発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる際は、自宅待機させ「新しい相談・受診の流れ」(令和2年11月1日)により対応する。
- ○今年度の法人研修、法人新年会、各事業所ごとの歓送迎会等職員が一堂に会する行事は 中止する(クラスター発生防止のため)
- (2) 日常の注意点
- ○「新しい生活様式」の徹底・継続
- ○換気が悪く人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは避けるなど、福祉 に携わる職員として節度と責任のある行動をとるように心がける。
- ○石鹸・アルコール消毒による手洗い・咳エチケットを励行し、感染症の予防と健康管理 に十分努める。
- 〇人との間隔をできるだけ 2m(最低 1m)空け、近距離での会話や大声での発声を控える。近距離での対応が必要な場面が生じた場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスクの装着を徹底する。
- ○十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- ○訪問先の感染状況を十分把握し、<u>継続して感染者が発生している地域へ往来する場合に</u>は、十分な感染防止対策を講じ行動すること。

私的な移動であっても、感染が増加している地方へ出かける場合は、管理者へ報告し、 マスク着用など感染防止対策を徹底し慎重に行動する。移動については詳細な行動履歴 を記入し、必要に応じて提出する。

- ○万一、罹患又は罹患が疑われる際には、過去(特に直近 14 日間)の行動が重要であり、 保健所等から聞き取りが行われるので、日常の行動を記録すること。
- ○必要に応じて新型コロナウイルス接触確認アプリを活用する。
- ◎感染された方やその関係者などに対する差別や偏見、誹謗中傷は絶対にしない。憶測でSNSなどで発信しない。